登録政治資金監査人の登録を受けようとする者が氏名以外の呼称の使用を希望するときの登録申請書の添付書類について

平成30年３月22日

政治資金適正化委員会決定

改正　令和　元年　５月　１日

改正　令和　３年　２月　１日

政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の18第１項の規定により登録政治資金監査人の登録を受けようとする者が、登録政治資金監査人の業務を行うに当たり、氏名以外の呼称で、弁護士、公認会計士又は税理士の業務上日本弁護士連合会、日本公認会計士協会又は日本税理士会連合会がその使用を認めたもの（以下「業務上の呼称」という。）の使用を希望する場合において、同法施行規則第27条第１項第４号に規定する「政治資金適正化委員会が定める書面」は、次のとおりとする。

（１）業務上の呼称の使用届出書（別紙様式）

（２）法第19条の18第１項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面で、当該業務上の呼称が記載されたもの

（３）戸籍の抄本又は住民票の写しで、当該業務上の呼称が記載されたもの。ただし、これらの書面により難い場合においては、内外の公の機関が発給する書面その他の当該業務上の呼称を氏名に代わるものとして使用する必要性があることを証するに足りる書面で、当該業務上の呼称が記載されたもの（当該書面が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含む。）

附　則

　この決定は、政治資金規正法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第７号）の施行の日（平成30年６月１日）から適用する。

附　則

　改正後の決定は、令和元年５月１日から施行する。

附　則

　改正後の決定は、令和３年２月１日から施行する。

（別紙様式）

業務上の呼称の使用届出書

令和　　年　　月　　日

　政治資金適正化委員会　殿

住　　　　所

氏　　　　名

弁護士

　　私は、登録政治資金監査人の業務を行うに当たり、 公認会計士 の業務において

税理士

使用している業務上の呼称を使用したいので、下記のとおり届け出ます。

記

ふ　　り　　が　 な

使用する業務上の呼称

（注）１　不要の文字は、抹消すること。

　　　２　「氏名」は、住民票の写しに記載されている氏名を記名すること。

３　本届出書には、次に掲げる書面で、使用する業務上の呼称が記載されたものを添付すること。

（１）弁護士、公認会計士又は税理士であることを証する書面

（２）戸籍の抄本又は住民票の写し。ただし、これらの書面により難い場合においては、内外の公の機関が発給する書面その他の当該業務上の呼称を氏名に代わるものとして使用する必要性があることを証するに足りる書面（当該書面が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含む。）

４　業務上の呼称の使用を取りやめるときは、政治資金適正化委員会に届け出ること。